#### 発委第1号

長久手市議会会議規則の一部を改正する規則について

長久手市議会会議規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定めるものとする。

令和4年3月24日提出

提出者

長久手市議会議会運営委員会委員長 なかじま和代

説明

この案を提出するのは、会議録の配布及び会議録署名議員に関し、長久手市議会会議規則の一部を改正するため必要があるからである。

_	2	_

## 長久手市議会規則第 号

長久手市議会会議規則の一部を改正する規則

長久手市議会会議規則(昭和48年長久手町議会規則第1号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前	
(会議録の配布)	(会議録の配布)	
第114条 会議録は、	第114条 会議録は、印刷して、	
議員及び関係者に配布 (会議録が電	議員及び関係者に配布	
磁的記録をもって作成されている		
場合にあっては、電磁的方法による		
<u>提供を含む。)</u> する。		
(会議録署名議員)	(会議録署名議員)	
第115条 会議録に署名する議員	第115条 会議録に署名する議員	
(会議録が電磁的記録をもって作		
成されている場合にあっては、法第		
123条第3項に規定する署名に		
<u>代わる措置をとる議員)</u> は2人と	は2人と	
し、議長が会議において指名する。	し、議長が会議において指名する。	

附則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

発委第2号

長久手市議会委員会に関する条例の一部を改正する条例について

長久手市議会委員会に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和4年3月24日提出

提出者

長久手市議会議会運営委員会委員長 なかじま和代

説明

この案を提出するのは、出席の特例に関し、長久手市議会委員会に関する条例の一部を改正する必要があるからである。

_	2	_

### 長久手市条例第 号

長久手市議会委員会に関する条例の一部を改正する条例 長久手市議会委員会に関する条例(昭和23年長久手村条例第8号)の一部 を次のように改正する。

改正後	改正前
_(出席の特例)_	
第12条の2 委員長は、新型コロナ	
ウイルス感染症(感染症の予防及び	
<u>感染症の患者に対する医療に関す</u>	
る法律(平成10年法律第114	
号) 第6条第7項第3号に掲げる新	
型コロナウイルス感染症をいう。)	
その他重大な感染症のまん延又は	
地震、台風その他の大規模な災害の	
発生等により、委員会を招集する場	
所に参集することが困難な委員が	
あると認めるときは、映像と音声の	
送受信により相手の状態を相互に	
認識しながら通話をすることがで	
きる方法によって、当該委員を委員	
会を招集する場所以外の場所から	
委員会に参加させることができる。	
2 委員が前項の規定により委員会	
<u>に参加しようとするときは、委員長</u>	
<u>の許可を得なければならない。</u>	
3 第1項の規定により委員会に参	
<u>加した委員がある場合における次</u>	

条、第14条第1項及び第27条第 1項の規定の適用については、当該 委員は、委員会に出席したものとみ なす。

附則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

#### 令和4年第1回長久手市議会定例会議事日程(第6号)

令和4年3月24日(木)午前10時開議

- 第1 諸般の報告 議案の提出について
- 第2 議案第27号令和3年度長久手市一般会計補正予算(第13号)から議案 第30号和解及び損害賠償の額の決定についてまで (議案の上程、提案者の説明、議案に対する質疑、委員会付託)
- 第3 議案第1号から議案第30号まで及び請願第1号 (委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論採決)
- 第4 発委第1号長久手市議会会議規則の一部を改正する規則について及び発委 第2号長久手市議会委員会に関する条例の一部を改正する条例について (議案の上程、提案者の説明、議案に対する質疑、討論採決)
- 第5 同意案第4号固定資産評価員の選任について (議案の上程、提案者の説明、議案に対する質疑、討論採決)

# 総務くらし建設委員会

議案番号 件 名

議案第29号 長久手市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につ

いて

議案第30号 和解及び損害賠償の額の決定について

## 予算決算委員会

議案番号 件 名

議案第27号 令和3年度長久手市一般会計補正予算(第13号)

議案第28号 令和4年度長久手市一般会計補正予算(第1号)